**平成２６年（フ）第１２１号**
福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内114番地２　サンライズブロードⅡ101
破産者　田村　三幸
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第１２８号**
福島県郡山市田村町金屋字上川原174番地陰山ビル303号
破産者　須藤　　健
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第２１１３号**
横浜市泉区西が岡２丁目５番地３
破産者　津本　正彦
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４０８号**
新潟市東区紫竹５丁目11番17号10　ＥアンドＭ　Ｄ号
破産者　橋本　　澄
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４５４号**
新潟市江南区亀田本町４丁目３番６号
破産者　荒井　澄子
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第８３号**
新潟県上越市南新町４番６－16号　市営南新町住宅Ｆ棟16号
破産者　市村　政春
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２６年（フ）第１２号**
長野県小諸市甲1467番地７
破産者　花村　博之
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２６年（フ）第２２号**
長野県小諸市甲1467番地７
破産者　花村　峰子
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２６年（フ）第３３７号**
愛媛県伊予市宮下1296番地１
破産者　日髙　　勇
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第８３号**
宮城県栗原市若柳字福岡小谷町25番地
破産者　佐藤　光博
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２６年（フ）第１２８３号**
埼玉県川口市川口４丁目６番10号　パレス川口101号
破産者　松山　孝博
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第８２号**
富山市小泉町566番地　小泉荘１号
破産者　栃谷三喜夫
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１３３号**
福井市一本木町52　福井刑務所内、住民票上の住所富山市水橋池田舘764番地56
破産者　上田　一雄
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１３４号**
富山市水橋池田舘764番地56、前住所富山市向新庄町４丁目10番19号
破産者　上田貴志子
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２３０号**
長野県松本市大字里山辺3298番地６
破産者　中井　健治
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第４号**
岐阜県下呂市萩原町羽根2677番地７
破産者　小林　俊一
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２５年（フ）第５号**
岐阜県下呂市萩原町羽根2677番地７
破産者　小林　房子
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２６年（フ）第４５号**
岐阜県高山市石浦町３丁目533番地　和住宅Ｅ号
破産者　井口　繁樹
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２６年（フ）第４６号**
岐阜県高山市石浦町３丁目533番地　和住宅Ｅ号
破産者　井口　利明
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係